

次期男女共同参画基本計画の構成について

資料1

人権・男女共同参画課

I スケジュール

令和7年度

令和8年1月～3月	計画体系・骨子の検討／骨子の庁内照会
3月23日	第69回（令和7年度第2回）男女共同参画審議会（諮問）

令和8年度

6月22日(月)	計画の素案について・庁内意見照会（～7月3日(金)）
7月	照会結果の反映・審議会資料作成
7月27日(月)	第70回（令和8年度第1回）男女共同参画審議会（計画素案の検討）
8月～9月	男女共同参画推進会議幹事及び庁内意見照会
9月4日(金)	第71回（令和8年度第2回）男女共同参画審議会（計画案の検討）
9月	県民コメント用計画案の作成
10月	県民コメントの実施（1か月間）
11月	第72回（令和8年度第3回）男女共同参画審議会 （県民コメント反映後の計画案の検討）
12月	男女共同参画審議会から答申、最終計画案の作成
令和9年2月	2月定例会へ付議
3月	2月定例会議決
3月	計画の策定・公表 第73回（令和8年度第4回）男女共同参画審議会

次期男女共同参画基本計画の構成について

Ⅱ 概要

1 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条及び埼玉県男女共同参画推進条例第12条に基づき、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画
- (2) 女性活躍推進法第6条第1項に基づく都道府県推進計画（計画の一部）
- (3) **新たに「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」及び「困難な問題を抱える女性支援基本計画」を統合・整理を行い、一体的に推進**

2 計画の期間

令和9年度から令和13年度まで（5年間）

3 計画策定の考え方

・継続性を配慮し現行計画を継承しつつ、**県の5か年計画、国の第6次男女共同参画基本計画、社会情勢の変化、「意識・実態調査（R7県実施）」の結果などを踏まえて策定する**

4 社会情勢の変化と課題

【社会情勢の変化】

- ・出産・育児による女性の正規雇用比率低下幅の減少
- ・様々な場における多様な価値観の醸成
- ・少子高齢化、人口減少の加速
- ・ジェンダーに基づく暴力根絶の認識の広がり など

【課題】

- ・**根強く残る固定的性別役割分担意識**
- ・**人口減少社会、独居高齢者の増加**
- ・**潜在化しやすいDV・性暴力等の防止と被害回復 など**

【参考：条例の基本理念】

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣行についての配慮
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 国際的協力

5 計画を推進するための基本的な視点

上記4及び右記条例の基本理念を踏まえ、計画全体を貫く基本的な視点として以下を設定

- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 男女共同参画・女性活躍を推進し、**県民のウェルビーイングの向上を図る**
- 3 誰もが望む形で仕事と家庭を両立できる環境をつくる
- 4 **ジェンダーに基づく暴力の根絶を目指すとともに、様々な困難を抱える人への支援を行う**
- 5 **施策全体にジェンダー主流化の視点を取り入れる**

次期男女共同参画基本計画の体系

計画の目標

男女共同参画社会の実現 { **【案】** ~誰もが活躍できる、ジェンダー平等実現の埼玉へ~
【現行】 ~人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ~

目指す姿	基本目標
Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	Ⅰー1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大
	Ⅰー2 生活の場における男女共同参画の推進
Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大	Ⅱー1 働く場における女性活躍の推進
	Ⅱー2 誰もが働きやすい職場環境づくり
Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	Ⅲー1 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
	Ⅲー2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重
	Ⅲー3 生涯を通じた男女の健康支援と命への配慮
	Ⅲー4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
Ⅳ ジェンダー平等・男女共同参画の実現に向けた意識改革・教育の推進	Ⅳー1 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込みや偏見)の解消
	Ⅳー2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実